

電気通信事業における会計制度の 在り方に関する提案募集結果 (概要)

平成19年1月25日

0. 提案募集について

1 募集期間

2006年11月27日(月)～12月22日(金) 【4週間】

2 募集項目

- (1) IP化の進展等に対応した会計制度の在り方に関する基本的考え方
- (2) 今後の接続会計の在り方
- (3) 今後の電気通信事業会計の在り方
- (4) その他の検討項目

3 意見提出事業者(8社・グループ。以下は、提出順)

- 中部テレコミュニケーションズ株式会社(以下「CTC」)
- 社団法人テレコムサービス協会(以下「テレサ協」)
- イー・アクセス株式会社(以下「イー・アクセス」)
- 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東」)
- 株式会社ケイ・オプティコム(以下「ケイ・オプティコム」)
- 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西」)
- KDDI株式会社(以下「KDDI」)
- ソフトバンクBB株式会社、BBテクノロジー株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社(以下「ソフトバンク」)

1. IP化の進展等に対応した会計制度の在り方に関する基本的考え方①

NOI案

1.1 検討に際しての基本的視点として、どのような項目に整理することが適当か。

- 1) 現行の会計制度について、その目的に照らして十分な適正性・有効性が必ずしも確保されていない部分を抽出・検証し、所要の見直しを図るアプローチを採ることが適当ではないか。
- 2) 電気通信分野における公正競争確保を図る観点から、接続会計と電気通信事業会計の双方の連携（相互参照性）の在り方等について検討する必要があるのではないか。
- 3) 会計制度は、接続政策（接続料）や料金政策（利用者料金）の在り方と密接に関連するため、会計制度の在り方の検討に際しては、必要な範囲内で接続政策や料金政策の在り方との関係についても、併せて検討する必要があるのではないか。

主な提案

1.1
1)

- ①会計制度の目的が十分に果たされるよう、**検討項目案にあるとおりのアプローチを採ることが必要**【KDDI】
- ②**今後当面の間はPSTNが残存することを考慮すると、現行法令の枠組みをベースとして所要の見直しを行うアプローチが妥当**。なお、IP時代における会計制度の在り方も可能な限り早期に検討に着手すべき【ソフトバンク】
- ③電気通信市場で今大きな問題となっているのはNTTグループの支配力。会計制度の目的は、指定電気通信役務提供事業者等に係る料金の適正性等を図ることとされているが、**会計制度の対象事業者の範囲をNTTグループ（NTT東西の関連会社）に拡大することも検討すべき**【イ・アール】

1.1
2)

- ①**賛成**。接続会計報告書では、**電気通信事業会計のどの数値を引用しているか明確にすることで相互参照性を確保すべき**【イ・アール】
- ②制度の信頼性と透明性の確保を図り、適正な原価算定に資するため、**二つの会計を相互に参照可能とすること等の検討が必要**【KDDI】
- ③公正競争確保の観点から接続会計と電気通信事業会計の**相互参照性を高めることは必須**。これにより、接続会計における部門別(利用部門・管理部門)の観点と役務区分の観点からのクロスチェックが可能。**例えば、指定電気通信役務損益明細表を活用して部門別の費用を把握**することが考えられる【ソフトバンク】

1.1
3)

- ①**賛成**。具体的には、スタックテストの接続料算定規則にルール化することを提案【イ・アール】
- ②**会計制度の見直しに合わせて必要に応じてその他の制度の見直しも行うことに賛同**。会計結果から得られる各種データを用いて、各種制度の検証を行う仕組みを構築する等の対応が考えられる【ソフトバンク】
- ③**他の競争ルールと幅広く連携した検討を行い、接続会計・役務別会計・接続料相互間の有機的な連携を構築し、透明性を確保することが必要**【KDDI】

1.1
全般

- ①**提案に賛同**【イ・オ・ティコム】
- ②近年の著しい競争の進展を踏まえて、**接続規制や料金規制について、規制緩和の方向で更に見直しを行うべきであり、それらを踏まえて会計制度も必要不可欠なものに簡素化する見直しを行うべき**。特に**電気通信事業会計（指定電気通信役務損益明細表）については、プライスカップ規制の対象サービス（特定電気通信役務）の見直しを行うとともに、特定電気通信役務以外の区分は廃止**して、大幅な簡素化を図るべき【NTT東西】

1. IP化の進展等に対応した会計制度の在り方に関する基本的考え方②

NOI案

1.2 上記のほか、どのような事項について、基本的視点として据えることが適当か。

主な提案

1.2

- ①接続政策や料金政策に過度に配慮した会計制度を作るとは、事業者の事業構造を意図的に歪め、引いては公正な競争を阻害する可能性もある。制度設計の視点として、電気通信事業分野の競争評価との関係についても留意すべき【CTC】
- ②特にNTT東西における子会社との関係が透明化されるような視点が必要【ケイ・オプティコム】
- ③NTT東西本体の会計を見ただけでは適正性を判断できない場合があるため、NTT東西の接続料金に影響を及ぼすような関係にある事業者については、NTT東西と同等の会計制度の適用（管理部門と利用部門に分けて会計整理等）やデータ開示を提案。具体的には、NTT東西との取引規模が大きく、接続料金の影響も大きい会社（NTTエムイー、NTTネオメイトほかNTT東西の子会社）については特定関係事業者として扱い、NTT東西向けとNTT東西以外の事業者向けを会計上分離してそれぞれの利益率を開示するなどして、作業委託費及び業務委託費などについては、NTT東西に効率化のインセンティブが働くような仕組みを確立することを提案【イ・アール】
- ④NTT東西のNGNは、当初より第一種指定設備に指定されるべきであり、会計制度をはじめとする各種ルール整備を行っておくことが必要【ソフバツク】
- ⑤NTT東西の利用部門と管理部門の会計分離を徹底し、部門間での内部相互補助を厳格に防止することが必要。BTのオープンリーチを参考にした検討を行うべき。また、会計制度の見直しのルール化を含めた検討が必要【KDDI】
- ⑥検討の期間も限られているので、PSTNからIP網への移行期間（フェーズ1）とIP網への移行が完了した以降の期間（フェーズ2）に分けて、まずは喫緊の課題となるフェーズ1にフォーカスして検討を行うべき。フェーズ2の検討は、現行のPSTNを前提とした制度の抜本的な見直す必要が生じる可能性があることから、フェーズ1における検討が終了した後に速やかに着手すべき【ソフバツク】

2. 今後の接続会計の在り方 (1) 設備区分の在り方

NOI案

2.1.2 当該設備区分の在り方について、例えば以下のような点について検討を加えることは適当か。

1) 相互接続の機能追加に対応した設備区分の在り方

97年の接続会計制度の創設以降、サービスの多様化に合わせ相互接続の機能が追加（97年：11機能→06年：33機能）される一方、現行の接続会計における設備区分はこれら機能との対応関係が明確でない部分がある。その結果、接続会計における設備区分ごとの費用明細と実際の接続料の原価算定との対応関係が制度創設時と比較して不明確になっている面がある。

接続会計の目的が接続料原価の適正性の確保にあることに鑑みれば、**接続会計の設備区分について、現行接続料の機能に対応したものとする方向で見直すことが適当ではないか。**

2) ネットワークのIP化に対応した設備区分の在り方

接続会計の設備区分は、端末系伝送路等については電気信号（メタル回線）と光信号（光ファイバ回線）別の区分が設けられる一方、端末系交換設備や中継系交換設備は音声・データといった役務別の区分が設けられている。

しかし、**今後ネットワークのIP化が進展する中、従来の役務概念による設備区分が妥当性を失う可能性がある。こうした中、**

a) 現行の設備区分はPSTNを中心としたネットワークを前提として音声伝送役務や専用役務について区分が設けられているが、**ネットワーク構造の変化に応じて、区分の簡素化を含めてその在り方を検討することが適当ではないか。この際、引き続き現行の役務ベースの設備区分を採用することは適当か。仮に当該区分を見直すとした場合、どのような代替策が考えられるか。**

主な提案

2.1.2
1)

- ① **接続会計における設備区分と接続料算定に適用されている設備区分を一致させることが不可欠**【ソフトバンク、KDDI】
- ② 接続会計の設備区分は、会計の継続性の観点から、**設備の種類に着目した区分としておくべき。仮に接続会計の設備区分を接続料の機能に対応した区分に見直す場合は、事業者側に過度の負担とならないように配慮することが必要**【NTT東西】
- ③ 固定電話の接続料はLRICで算定しているため、接続会計での**固定電話に関する区分は簡素化した方がよい**。むしろ**固定電話以外のサービスの機能（例：中継ダークファイバ）を重視して接続会計を整理することを提案**【イ・アークエス】
- ④ 単独で接続料算定に用いられていない等、**費用を個別に把握する必要性が薄れている区分（端末系交換設備間伝送路等）は簡素化すべき**【NTT東西】
- ⑤ **地域IP網やカデータネット等のデータ通信網等については、当社のボトルネック性はないから、設備区分（端末系交換設備（データ）等）は廃止すべき**【NTT東西】

2.1.2
2)a)

- ① **IP系の設備は一の設備で多様なサービス提供が可能であることを踏まえ、実態に即した設備区分の見直しが必要。この場合、配賦が重要であり、技術的に対応可能な範囲で合理的なコストドライバの在り方の検討が必要**【CTC】
- ② **レガシーネットワークが存在する限りは、適正な接続料を算定するため、そのコストを適正に把握する必要がある、現行の設備区分の考え方は当面継続する必要はある。PSTNとIP網との共用設備については、適正な配賦基準を用いてPSTNとIP網に区分されることが必要**【ソフトバンク】
- ③ 現在の役務区分は、IP化の進展等により妥当性を失う可能性があり、例えば、**サービス単位とする等の見直しを行うことが必要**【KDDI、ケイ・オプティコム】
- ④ IP技術の進展により、ルータで音声とデータの双方の提供が可能となっており、**役務別の区分は困難**【NTT東西】
- ⑤ ネットワークのIP化により、IP電話の占める地位が高まってくるので、**IP電話の設備区分の整理を提案**【イ・アークエス】

2. 今後の接続会計の在り方 (1) 設備区分の在り方<NGN・その他>

NOI案

b) NTT東西が07年度下期から次世代ネットワークによる本格商用サービスを開始していく予定としているが、次世代ネットワークに係る相互接続機能の追加に伴い、次世代ネットワークに係る設備区分の在り方について基本的考え方を整理する必要があるのではないか。

2.1.3 上記のほか、設備区分の在り方について検討を要する事項はあるか。

主な提案

2.1.2
2)b)

- ①PSTNの実質的な代替物。NGNそのもの及びNGN上で展開されるサービスについて、会計制度によるコスト情報等の透明性確保が不可欠。公正競争確保の観点から、NGN上の設備区分の基本的考え方については、商用サービスが開始される前に整理しておくことが必要【KDDI】
- ②NTTはNGNトライアルを開始しており、早急にNGNの設備区分の在り方について基本的考え方を整理することが必要【ケイ・オプティコム】
- ③まずはNTT東西からNGNのネットワーク構成等に関する詳細情報を開示させることが不可欠。NGNの展開に伴い新たな設備が追加となった場合は、接続会においても設備区分を適宜新設することが必要。NGNの接続料算定方法の検討の方向性と整合性を取りつつ、設備区分の在り方を検討すべき【ソフトバンク】
- ④次世代ネットワーク単体での収支が分かるように会計項目を整理して、既存の設備を用いたサービスとは分けて会計整理することを提案。設備区分についても、同様の考え方から従来と同様に役務別でも区分すべき【イ・アール】
- ⑤次世代ネットワークは、固定電話網とは別に競争下で新たに構築する設備であり、技術的にもまた予見が難しい面が多いこと、既存の固定電話網と同様な規制が当初から適用されるとすれば、次世代ネットワークの構築・新サービスの開発意欲を阻害することから、また実績もない段階で、規制の適用を前提とした議論をすべきではない【NTT東西】

2.1.3

- ①設備区分に変更の必要が生じた際には可能な限り早期に対処がなされるよう、見直しの手続について予めルール化しておくことが必要【KDDI】
- ②設備区分別費用明細表等において、更に設備区分の細目（例：端末系伝送路設備について架空・地中の構成別）を明らかにすることが必要【ソフトバンク】
- ③県内・県間も含めたシームレスなネットワークとしてNTT東西が提供するのであれば、県内・県間に係る設備区分も検討することが必要【ケイ・オプティコム】
- ④あらゆる設備の細分化を検討するのではなく、公正競争確保上の設備の重要性に応じて、特に重要な設備についてより詳細なデータを把握するよう重点的に細分化を行うというアプローチも検討に値する【ソフトバンク】

2. 今後の接続会計の在り方 (2) 原価算定の在り方<配賦基準>

NOI案

2.2.1 原価算定の在り方について、例えば以下のように、費用配賦や減価償却費の在り方について検討を加えることは適当か。

1) 費用配賦の在り方

接続会計においては、複数の設備にまたがる費用について、固定資産価額比や支出額比による配賦が行われているものがある。

しかし、IP化の進展によりネットワーク構造が変化する中で、電話交換機とルータの価額差が示すように、固定資産価額比で費用を配賦した場合、音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。また、従来はNTT東西の支出の大半が音声伝送役務であったことから、支出額比で配賦した場合も、音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。こうした以上の状況に鑑み、

- 配賦基準を固定資産価額比や支出額比としている費目については、接続料原価をPSTNに片寄せし、適正な接続料を確保できなくなる可能性があることから、費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討する必要があるのではないか。
- 上記の検証を行う場合、具体的に留意すべき事項は何か。また、見直しの方向性として、どのような考え方を採用することが適当か。
- その他、費用配賦の在り方について検討を要する事項は何か。

主な提案

2.2.1 1)a)	<p>①現在の配賦基準は、固定資産価額比や支出額比で配賦するものが多いため、<u>費用配賦の実態を検証し見直しすることに賛成</u>【CTC、イ・アケル、KDDI、ソフトバンク・コム】</p> <p>②特に固定資産価額比は、<u>現状のPSTN系設備とIP系設備の価格差が非常に大きいことを考慮すると、費用配賦方法としては適当ではない</u>【CTC】</p> <p>③設備区分の細分化や配賦方法の変更など、<u>これまでIP化の進展等を含めた環境の変化に合わせた見直しが行われてきた</u>。なお、<u>仮に更なる見直しを行う場合は、事業者側に過度の負担とならないように配慮することが必要</u>【NTT東西】</p>
2.2.1 1)b)	<p>①<u>基本的に配賦する費用の額を可能な限り減少させることがまず必要</u>。接続料算定に必要な度合いに応じて会計項目を細分化して直課比率をあげることを提案。また、<u>適正性確保の観点から、配賦の度に会計項目毎に配賦前と配賦後、配賦基準、その根拠や途中経過の開示の義務付けを提案</u>【イ・アケル】</p> <p>②恣意性の排除に努めLRICの配賦基準も参考にすると、<u>できる限り客観的な基準を用いるよう留意することが必要</u>【KDDI】</p> <p>③<u>ABC手法の採用が適当</u>。その検討に当たり、関連データの収集が必要だが、関連データの収集の可能性に関する検討や収集した関連データの適正性に関する検証が必要。これらの検討については、<u>関係事業者も交えオープンな場で議論を行うことが必要</u>。更に、検討期間は限られているので、<u>費用項目に優先順位をつけ、公正競争を確保する上で重要な項目から重点的に見直しを行うことも検討に値する</u>【ソフトバンク】</p> <p>④<u>利用者数比など設備の利用実態に比して配賦されることが適当</u>【イ・アケル】</p>
2.2.1 1)c)	<p>①費用配賦の見直し議論が行わなかった原因の一つは、接続会計の配賦基準（複数の手法が選択可能な場合）や配賦方法が「接続会計処理手順書」では明確に説明されてこなかったことが挙げられる。<u>英国など海外の事例も参考に、接続会計処理手順書の詳細化について検討すべき</u>【KDDI】</p> <p>②制度の透明性・検証可能性を確保するため、<u>費用配賦等に関する具体的な関連データも含めて、徹底的な情報開示を行うことが必要</u>。また、<u>各明細表における設備区分について可能な限り整合を図ることにより、過度な費用配賦基準に関する議論を回避することが可能</u>【ソフトバンク】</p>

2. 今後の接続会計の在り方 (2) 原価算定の在り方<耐用年数>

NOI案

2) 減価償却費(耐用年数)の算定

減価償却費の算定に用いられる耐用年数については、現在、原則として法定耐用年数が用いられているが、一部の設備については、法定耐用年数と使用実態が乖離しているとの指摘もある。こうした状況に鑑み、

- a) 適正な接続料原価を算定する観点から、使用実態に見合った減価償却費を計上することが望ましく、**主要な電気通信設備については耐用年数を改めて検証し、できる限り使用実態を反映させたものにする**ことについて検討することが**適当ではないか**。
- b) **耐用年数を検証する際、どのような手法を用いて見直すことが適当と考えられるか**。
- c) **その他、耐用年数の検討に際し、留意すべき事項はあるか**。

2.2.2 原価算定の在り方について、その他検討を要する事項はあるか。

主な提案

2.2.1 2)a)	<p>①接続料原価は設備の使用実態を反映させた耐用年数に基づき算定されるべき。従って、接続会計の減価償却費も経済的耐用年数の適用が必須【ソフトバンク】</p> <p>②将来原価方式で算定している接続料や再取得価格方式で算定している網改造料については耐用年数の見直しが必須【イ・アールエス】</p> <p>③耐用年数の適正性は、適時に検証し、必要な場合は速やかに見直すことが適当【KDDI】</p> <p>④接続料の原価算定に経済的耐用年数を用いることは資金回収期間が実際の会計処理に比して長期化しリスクが増大するため、許容できない【CTC】</p> <p>⑤使用実態は設備仕様や設置環境で大きく異なる可能性があり、現時点では正確な反映が困難。特に、加入者光ファイバは、導入からの経過年数が浅い設備であること、また利用者の意向変更などにより未利用設備も多数発生することから、使用実態を耐用年数へ適用することは時期尚早【ケイ・オプティコム】</p> <p>⑥メタル回線や交換機等の固定電話設備は新規投資を抑制し既存設備の延命を図る一方、光ファイバやルータ等は設備投資を急速に拡大している。このように設備の利用環境が大きく変化する中で、新たな実耐用年数の把握は現時点では困難であり、現状の財務上の耐用年数を用いることが適切【NTT東西】</p> <p>⑦経済的耐用年数を適用した場合でも、電気通信事業会計との検証可能性を確保する等の観点から、法定耐用年数に基づく減価償却費も報告が必要【ソフトバンク】</p> <p>⑧事業会計で法定耐用年数、接続会計で実質耐用年数を適用したため、双方に違いが生じることについては問題ない【イ・アールエス】</p>
2.2.1 2)b)	<p>①LRICで用いられている経済的耐用年数の算出手法を参考にする等、設備毎に検討することが必要【KDDI】</p> <p>②長期増分費用モデル研究会のように、関係事業者が設備の使用実態等に関するデータを持ち寄ることで実態を把握し、適正な経済的耐用年数を設定すべき。 検討においては、関係事業者も交えた公の場で議論することが必要【ソフトバンク】</p>
2.2.1 2)c)	<p>①使用実態を考慮に入れる場合、導入してから経過年数の浅い設備は適正な算定が困難となる場合もありうる。例えば、加入者光ファイバの耐用年数の算定に当たっては、メタルケーブルの例を参考にする等、実態と乖離しない修正が必要【KDDI】</p> <p>②最優先で取り扱うべき項目の一つ。速やかに経済的耐用年数が設定されるよう、早急に関係事業者も交えて具体的な議論を開始することが必要【ソフトバンク】</p>
2.2.2	—

2. 今後の接続会計の在り方 (3) その他検討すべき事項

NOI案

(3) その他検討すべき事項

2.3.1 例えば、LRIC方式により算定した費用と実際費用との関係について検証可能な仕組みを検討する必要があるのではないか。すなわち、LRIC方式は、NTT東西に内在する非効率性を排除して接続料を算定することを目的として導入されたが、実態として、実際費用とLRICにより算定した費用の乖離が縮小傾向にある。こうした中、LRICにより算定した費用と実際費用の比較を可能とする仕組みを設けることにより、今後LRIC方式の在り方の在り方を検討する際に参照できるようにすることが適当ではないか。

2.3.2 その他、どのような事項について検討すべきか。

主な提案

- 2.3.1
- ① 提案に賛同【ケイ・オプティコム】
 - ② LRICと実際費用の差額について、その差分を検証し、LRICの在り方を検討する視点は有効【CTC】
 - ③ 固定電話のアクセスチャージが引き続き、LRIC方式で算定する場合には、実際費用方式との比較を行うことに賛成【イ・アセム】
 - ④ LRICと実際費用の水準が近づいたとしても、そのことをもって直ちにLRICの廃止等を検討することは不適当だが、LRICの適正性を実際費用によって検証する観点からは、相互の参照性が確保されるべき【KDDI】
 - ⑤ LRIC方式における費用と実際費用の関係について、比較検証可能な仕組みの構築を検討することは相応に有効。LRIC方式における費用と実際費用の比較検証は、LRIC方式の見直しのみを目的として実施されるべき。PSTNに係る接続料の算定方式を実際費用方式に戻すという主張は認められない【ソフトバンク】
 - ⑥ LRIC方式は、IP化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小という市場構造の急激な変化により、「高度で新しい通信技術の導入により効率化が図られることが認められる」というLRICを採用する前提が現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、早急に廃止すべき【NTT東西】

- 2.3.2
- ① 接続料水準の検証ツールの一つであるスタックテストにおいて、見直し後の接続会計の会計結果が使用される仕組みを構築すべき。なお、スタックテストは、小売コストの内訳も明らかにした上で実施されるべきであり、接続会計の利用部門費用で小売コストの把握が可能となるよう、営業費に係る区分を設ける等の整備が図られることが必要【ソフトバンク】
 - ② 接続会計制度全体を通じてプロセスの透明性が確保されるよう、あらゆる関連データの開示をNTT東西に義務付けるべき。全ての情報公開が困難な場合は、接続事業者に対して、NDA(Non-Disclosure Agreement)締結を前提に、必要な情報の開示を行う制度を確立すべき【ソフトバンク】
 - ③ 接続会計報告書は、接続会計規則第10条第4項により、総務大臣の許可を受けてその一部が非公表となる可能性があるが、接続会計報告書は全て公表が前提となるよう制度改正がなされるべき【ソフトバンク】

3. 今後の電気通信事業会計の在り方 (1) 役務別区分の在り方

NOI案

3.1.3 こうした現行の枠組みについて、市場実態を踏まえ、

- 1) **プライスカップ規制の対象である特定電気通信役務に係る区分については、現在の区分を引き続き維持することが適当か。**仮に見直しを行うとした場合、どのような代替案が考えられるか。
- 2) **プライスカップ規制対象外の指定電気通信役務や指定電気通信役務以外の電気通信役務に係る区分として、現在の区分**（「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」及び「指定電気通信役務以外の電気通信役務」）**を引き続き維持することが適当か。**例えば、ネットワーク構造（PSTN/IP網）やサービスの提供形態（伝送容量）、QoS（Quality of Service）レベルによる区分等を設けることは適当か。

主な提案

3.1.3
1)

- ①従来の役務区分ではなく、サービス別（加入電話/ISDN/フレッツADSL/Bフレッツ等）での開示を検討すべき【CTC】
- ②PSTNが残存する当面の間は引き続き検証していく必要があることから、現行の区分を基本に考えていくことが適当。ただし、より詳細な検証が可能となるよう、区分を細分化することが必要【ソフトバンク】
- ③NTT東西の活用業務の収支の詳細な内容は非公表となっており、検証が不可能。活用業務に係る区分を新たに設け、活用業務とその他のサービスとの間で不公正な内部相互補助等が行われていないかどうか検証可能とすべき【ソフトバンク】
- ④BフレッツはNTT東西がシェア約70%を獲得。健全な競争環境とは言い難い状況。プライスカップ規制の対象見直しを検討することが適当【ケイ・オプティコム】
- ⑤現在の区分を引き続き維持することが適当【イ・アール】
- ⑥音声伝送役務・専用役務ともに競争市場が形成されており、プライスカップ規制の対象から除外し、当該規制の対象は、ユニバーサルサービス基金の対象とされた基礎的電気通信役務に限定すべき。すなわち、特定電気通信役務に係る区分（音声伝送、専用、基本料、市内通話等）は廃止すべき【NTT東西】

3.1.3
2)

- ①特定役務以外の指定役務は、音声役務、データ伝送役務、その他の3区分を追加し、データ伝送役務は、スタックテストが行えるように更にフレッツISDNとBフレッツへの別計を提案。指定役務以外の役務は、IPルータ網接続専用、フレッツADSL、OABJ-IP電話（光電話）に別計することを提案【イ・アール】
- ②サービス単位の区分での会計整理が必要【KDDI】
- ③ネットワーク及び個別サービス毎の区分の細分化や活用業務区分を新設し、新区分毎にスタックテスト等の検証の実施が必要。区分の例としては、PSTNとIP網の区分やBフレッツ系サービス等の個別サービス毎の区分が考えられる【ソフトバンク】
- ④利用者料金規制は、プライスカップ規制の対象サービスを除き、撤廃されている。したがって、会計制度上も、プライスカップ規制の対象である特定電気通信役務以外の区分は廃止すべき【NTT東西】

3. 今後の電気通信事業会計の在り方 (1) 役務別区分の在り方 <NGN・その他> 10

NOI案

- 3) また、NTT東西による次世代ネットワークを用いた商用サービスの提供に係る会計の在り方について、役務別区分との関係でどのような整理を図ることが適当か。
- 4) 上記のほか、役務別区分の在り方について検討を要する事項はあるか。

主な提案

3.1.3
3)

- ①既存の設備を用いたサービスと区分して次世代ネットワーク単体で区分することを提案【イ-アクセス】
- ②NGNを用いた商用サービスは、PSTNの既存サービスと同様の区分での会計が必要。例えば、Bフレッツとひかり電話の提供は「基本料」「市内通信」「市外通信」を代替するものであり、両者の比較検証を行うことが、サービス間の内部相互補助の実態を把握するために有効【KDDI】
- ③NGNとPSTNを区分し、更に詳細なサービス区分を設けた上で会計整理を行うことが必要。例えば、IP電話等の現時点での提供が想定されるサービスについては、あらかじめ区分を設定しておくことが必要。更に、より詳細なサービスメニューが見えた段階で、適宜区分を追加することが必要【ソフトバンク】
- ④次世代ネットワークは、固定電話とは別に競争下で新たに構築する設備であることから、これを用いて提供するサービスは規制の対象外とし、各事業者に原則自由な事業展開を行わせ、問題が生じた際に対処していくアプローチを採ることが適切【NTT東西】

3.1.3
4)

- ①役務別区分の検討に当たっては、Bフレッツ系サービス等競争上より重要性の高いものを優先して細分化を図るべき【ソフトバンク】

3. 今後の電気通信事業会計の在り方 (2) 費用配賦の在り方

NOI案

- 3.2.1 電気通信事業会計においては、複数のサービスにまたがる費用について、固定資産価額比や支出額比による配賦が行われているものがある。
- 3.2.2 しかし、前述の電話交換機と汎用ルータの価格差の例が示すように、固定資産価額比で配賦した場合は音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に大きくなる可能性がある。また、従来はNTT東西の支出の大半が音声伝送役務であったことから、支出額比で配賦した場合も音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。
- 3.2.3 このため、**固定資産価額比等を配賦基準としている費目について、費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することが適当ではないか。その際、仮に見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか。**
- 3.2.4 **その他、費用配賦の在り方について検討を要する事項は何か。**

主な提案

- 3.2.3
- ①費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することに賛同【CTC、ソフトバンク、ケイ・オプティコム】
 - ②接続会計と役務別会計は、相互検証性・連携性を担保するため、可能な限り同じ基準による配賦が行われるべき【イ・アール、KDDI】
 - ③PSTNとIP網の共通設備・費用については、徹底的なABC手法に基づき適正な配賦がなされるべき【ソフトバンク】
 - ④施設保全費等について、固定資産価額比等で配賦することにより、音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性があるため、利用者数比等で配賦するなど、配賦基準の見直しが必要【ケイ・オプティコム】
 - ⑤従来より環境の変化に合わせた配賦基準の見直しが行われてきた。仮に更なる見直しを行う場合は、事業者側に過度の負担とならないように配慮することが必要【NTT東西】
- 3.2.4
- ①現行の配賦基準は限界があり内部相互補助の原因になりかねない。例えば、NTT東西が会社のイメージアップを行うような広告を行った場合でも、NTT東西の固定電話は減少していることから、収入額比で配賦するのは問題。フレッツの販売促進費用は、フレッツに直課するなどきめ細かい単位で会計整理することを提案【イ・アール】
 - ②情報・関連データの徹底的な開示及び費用配賦プロセスの簡素化の必要性については電気通信事業会計においても検討すべき事項【ソフトバンク】

3. 今後の電気通信事業会計の在り方 (3) 多様な料金形態への対応

NOI案

3.3.3 こうした状況において、

- 1) 今後、料金形態の多様化が一層進展することを踏まえ、**バンドル型料金設定や利用者料金以外からサービス提供に係る費用を回収するモデル等について、料金規制との関係を検討することが適当ではないか。**
- 2) その際、例えば、①FMCサービスのように、**通信サービスレイヤーの中で複数のサービスをバンドルして料金設定をする場合、②通信サービスレイヤーとコンテンツレイヤーといった異なるレイヤーのサービスをバンドルして料金設定する場合、料金規制との関係でどのように整理を図ることが適当か。**また、これに関連して、**指定電気通信役務損益明細表の役務別区分等の在り方について検討することが適当ではないか。**

主な提案

- 3.3.3
- 1) ①**ポトネット設備を有する第一種指定事業者のバンドル型料金設定等は、事業者間の公正競争等の確保のため、料金規制との関係の検討が必要**【KDDI、ケイ・オプティコム】
②サービス間の不当な内部相互補助が行われていないかについて会計制度で検証可能とし、公正な競争を阻害する行為を禁止又は是正するため、**会計制度と料金規制との間に有機的な連携を持たせることを検討することは有益**【ソフトバンク】
③支配的事業者の複数サービス又は異なるレイヤーのバンドルや、他サービスによるコスト回収を前提としたサービスについては、**サービス別収支（加入電話/ISDN/フレッツADSL/Bフレッツ等）の開示義務を課す等、公正な競争条件を確保する仕組みを検討すべき**【CTC】
④基礎的役務又は指定役務の料金とこれら以外の役務の料金を区別しても、**費用が適正に区別されていないと問題。配賦基準の適正な運用が必要**【イ・アール】
⑤レイヤーを縦断する形での市場支配力の濫用の可能性が懸念。**上流市場（接続料金）における公正競争確保と下流市場（利用者料金）における規制緩和の適切なバランスをとることが必要**【テレサ協】
⑥今後のブロードバンド市場の料金規制は、**事前規制を避け、各事業者に原則自由な事業展開を行わせ、問題が生じた場合に事後的な解決を図るアプローチを採ることが適切**【NTT東西】
 - 2) ①**バンドルサービスにおいても、なるべく現状の会計区分を維持すべき。**従来の会計区分へ配賦する方法として、例えば、アクセスチャージのデータを使用するなどのルール化を提案。バンドルサービスを配賦した場合、バンドル以外の金額とバンドルが配賦された金額の分計を提案【イ・アール】
②**第一種指定事業者のバンドルサービスは、公正競争ひいてはお客様利便の確保のため、基本的には認められるべきではない。仮に提供が認められる場合でも、通信サービスレイヤ間の場合は、他事業者網のコストが会計上明確に区分されることが必要。異なるレイヤ間の場合、コンテンツレイヤ等のサービスと通信レイヤのサービスとの間の内部相互補助の実態を明らかにし、必要に応じ適時にサービス提供形態の是正が取れるように処置することが必要**【KDDI】
③**市場支配的事業者によるバンドル型料金設定は、今後も厳しく監視する必要がある、会計制度でもその監視機能の一部を担うよう必要な改正**（例：指定電気通信役務損益明細表で各サービスを区分し収支を把握）**を行うとともに、会計制度と料金規制のリンクをより強固なものとする仕組みの確立が必要**【ソフトバンク】

3. 今後の電気通信事業会計の在り方 —その他—

NOI案

3) 上記のほか、最近の商法改正等に関連した会計ルールの変更に関する検証など、今後の電気通信事業会計の在り方について検討すべき事項は何か。

主な提案

3.3.3
3)

- ①適格事業者が提供するユニバーサルサービスの適正な原価算定に資するため、営業費等の検証を行うとともに、キャッシュフローベースの収支算定を実施させること等の検討が必要【KDDI】
- ②会計の観点から、ユニバーサルサービス基金に係る交付金の使途を明確にするため、NTT東西に当該交付金に関する項目を含むキャッシュフロー計算書、又はその他の様式の作成・開示を求めたりする等の方法が考えられるが、今回の見直しでその実現方法について議論を行うことが必要【ソフトバンク】
- ③電気通信事業会計では、役務別会計の作成手順が公開されていないことから、詳細な手順の作成及び公開をNTT東西に義務付けるべき。更に、公表義務の対象となっていない電気通信事業営業費用明細表等の一部様式についても、公表義務の対象とすることが適当【ソフトバンク】
- ④NTT東西では子会社へのアウトソーシングがかなりの割合を占めていることから、NTTグループ内取引における不当な内部相互補助が行われていないか厳格にモニタリングする必要があるため、競争セーフガード制度と連携した会計制度の整備を行うことが必要。当該整備の例としては、取引額が不当に高額になっていないか等の検証に必要な会計データ（子会社における利益率・単価・取引数量等）の追加開示やNTT東西の子会社でないNTTグループ会社も含めて取引状況を把握可能とする等の対応が考えられる【ソフトバンク】
- ⑤今回の見直しにおける会計の更なる詳細化は、支配的事業者に対してのみ適用されるべき【ソフトバンク】

4. その他の検討項目①

NOI案

4.1.2 このため、基礎的電気通信役務収支表に係る配賦基準の適正性等を検証する観点から、**基礎的電気通信役務とそれ以外の役務にまたがる費用について費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することが適当ではないか。**

2) 接続会計と電気通信事業会計の有機的連携

4.2.1 市場メカニズムが有効に機能している場合は、利用者料金はコストに適正利潤が乗せられたものとなる。このことを踏まえ、接続料の妥当性を検証するために、接続料と利用者料金の関係について検証（スタックテスト）が行われている。

4.2.2 この場合における**接続料と利用者料金との差額は営業費相当とされているが、当該差額と電気通信事業会計における実際の営業費との関係は必ずしも明らかでない面がある。**

4.2.3 **これを明らかにすることが、接続料や利用者料金の適正性を検証する上で必要か。**

主な提案

- 4.1.2
- ①提案に賛同【ケイ・オプティコム】
 - ②費用配賦の適正性を検証するためには、**他サービスへの配賦の妥当性についても併せて検討することが必要**【KDDI】
 - ③基礎的電気通信役務とそれ以外の役務にまたがる費用について費用配賦の実態を十分に検証する必要があり、**電気通信事業会計においてその費用配賦プロセスを十分に検証できる仕組みを構築することが必要**【ソフトバンク】
 - ④**従来より環境の変化に合わせた配賦基準の見直しが行われてきた。仮に更なる見直しを行う場合は、事業者側に過度の負担とならないよう配慮することが必要**【NTT東西】

- 4.2.3
- ①接続会計は、電気通信事業会計の数値を元に算定されている。**両会計の連携が確認できるような会計情報の電子データでの開示の義務付けを提案**【イ・アール】
 - ②スタックテストにおける**接続料と利用者料金の差額は営業費等と考えられるが、販売促進費・広告宣伝費等の内訳の詳細化・検討が必要**【KDDI】
 - ③スタックテストでは、**「接続料+実際の営業費用」と「ユーザへの利用者料金」を比較検証することで、算定された接続料の適正性や販売インセンティブ等の過剰な営業費の実態把握など、相互検証に活用していくべき**【ケイ・オプティコム】
 - ④**会計制度の結果をスタックテストに活用する仕組みの構築は必須。現行の指定電気通信役務損益明細表をベースとして、役務毎に管理部門と利用部門のそれぞれの費用が把握できるようにすることが必要**【ソフトバンク】
 - ⑤**スタックテストは、あくまでも接続料の妥当性をチェックする手段であり、利用者料金の水準を問題にするものではない。スタックテストは、需要の立ち上げ期にあり現に設備ベースの競争があるサービス（DSL、FTTH、データ系サービス）に対して、一律にスタックテストを実施すべきではない**【NTT東西】

4. その他の検討項目②

NOI案

3) その他

4.3.1 上記のほか、検討を要する事項はあるか。

主な提案

4.3.1

- ①電気通信事業会計、接続会計の制度設計に当たっては、市場支配力を有する事業者とそのグループ会社により、市場支配力が行使されていないかどうか、様々な角度から監視できるような仕組み（サービス別、グループ会社別の収支の開示等）を検討していくことが必要【CTC】
- ②ボトルネック設備を所有するNTT東西について、適正な原価算定に資するため、①NTT東西を証券取引法等に基づく企業会計制度上の扱いを受けるNTT持株会社と同様に扱うこと等を検討し更なる会計の透明性向上を図ること、②NTT東西とNTT持株会社の連結決算対象会社等との間の取引も把握できる仕組みを導入するなど、会計制度を整備しNTT持株会社傘下のグループ内取引を含めた内部相互補助の監視機能をビルトインすることを検討すべき【KDDI】
- ③サービス毎にNTT東西の小売料金と接続料・報酬その他提供コスト等を対比できる仕組みを構築することが必要【KDDI】
- ④活用業務の会計も、他の会計制度と連携させ、既存業務との内部相互補助を厳格に防止するため費用配賦の透明性を確保することが必要【KDDI】
- ⑤NTT東西は活用業務の「実施状況報告」において、収支状況の詳細内容を非公表としており、確実に遵守されているか外部から検証できない。そこで、活用業務に係る会計制度（配賦基準を含む。）の法制化、並びに透明性確保のための公表義務化についても検討が必要【ケイ・オプティコム】
- ⑥会計制度は、接続料算定等の関連制度と密接に関連するものであり、より頻繁に見直しが行われるべき。今回の見直し後も、例えば、1年1回等のタイミングで会計制度の改正の必要性について、定期的なレビューを実施すべき【ソフトバンク】
- ⑦NTTは、年度の事業計画を電気通信事業会計に準じて作成し、計画との実績の比較・分析が可能となるような仕組みを設けるとともに、透明性の観点からその結果を広く公表することが望ましい【ケイ・オプティコム】
- ⑧NTT東西が毎年提出・公表する会計報告について、総務省で分析し、電気通信事業部会等を通じて公正競争上の問題の可能性の有無等を検証されることが必要。この検証の結果、公正競争を阻害する要因が見つけた場合は、速やかに必要な措置を講じる仕組みを構築しておくことが必要【ソフトバンク】
- ⑨NTT東西の会計に関して、現行の会計監査に加え、例えば、英国のBTにおけるEAB（Equality of Access Board）のような第三者委員会による監査の仕組みを設けることも検討に値する【ソフトバンク】